

政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

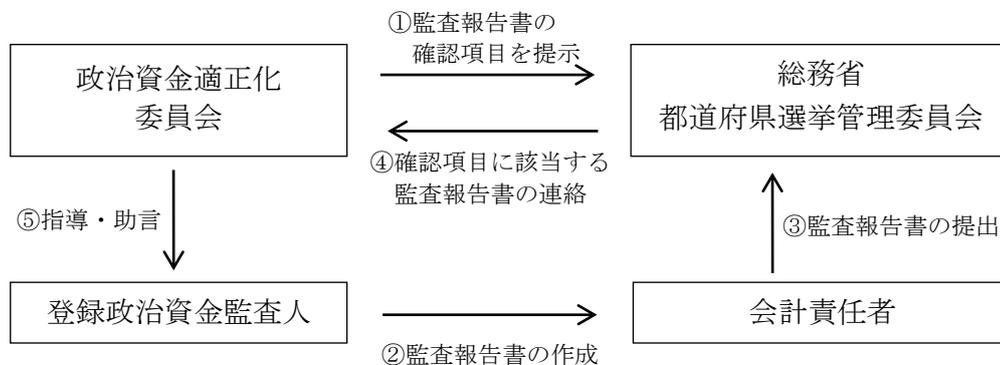
1. 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されることがないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



（「取りまとめ」（平成26年3月）P11、12参照）

上記の枠組みの具体的な内容に関するこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり個別の指導・助言を実施することとする。

この取組の目的は、政治資金監査報告書等の状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図るものである。

なお、この取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものであり、個々の登録政治資金監査人への指導・助言の状

況を公表するものではない。

2. 確認項目について

(1) 確認項目

- ①政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない
- ②国会議員関係政治団体の名称又は③代表者の氏名が収支報告書の様式（その1）と一致していない
- ④自署ではない又は押印されていない
- ⑤登録番号又は⑥研修修了年月日に記入漏れがある
- ⑦政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない
- ⑧「1 監査の概要」が、(1)～(4)の4項目から構成されていない
- ⑨「2 監査の結果」が、(1)～(4)の4項目から構成されていない
- ⑩収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある

考え方

登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめる。ただし、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、都道府県選管及び総務省に報告を求める。

なお、運用状況等を見て見直しを行う。

【上記確認項目によって改善が見込まれる主な事例】

- ・国会議員関係政治団体の名称や代表者の氏名の誤記
- ・定期分の場合において、監査対象年と政治資金監査報告書の日付に記載されている年が同じであり、適切でないもの
- ・自署かつ押印の不徹底
- ・政治資金監査報告書が省令の様式によらず、任意の様式で作成されているもの
- ・収支報告書（支出に係る分に限る。）の計算誤り 等

【次回見直し時以降に検討すべきと思われる主な事例】

- ・矛盾する記載があるもの（支出がないにもかかわらず、領収書等や徴難明細書等が保存されていた旨の記載がある事例、亡失がないにもかかわらず、亡失の旨及び領収書等亡失等一覧表を添付する旨の記載がある事例等）
- ・政治資金監査を主たる事務所以外で実施した理由が明記されていないもの 等

(2) 確認項目による当委員会への報告

①報告主体

都道府県選管分：都道府県選管

総務大臣分：都道府県選管及び総務省

考え方

個別の指導・助言を行うに当たっては、政治資金監査報告書等の状況を把握する必要があるため、都道府県選管及び総務省から報告を求める。

なお、総務大臣分に係る報告は、都道府県選管及び総務省の双方から求める。

②報告を求める範囲

確認項目に該当するものについては、都道府県選管及び総務省における形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告を求めることとし、都道府県選管又は総務省からの指摘を受けて補正されたものについては、報告は求めない。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言が必要と都道府県選管又は総務省が考えるものについて報告してもらい、指導・助言や今後の見直しの参考とする。

考え方

- ・ 登録政治資金監査人が自ら補正した以上、当委員会へ報告してもらい、個別の指導・助言まで行う必要はない。
- ・ 確認項目①～⑨は政治資金監査報告書の記載に関するものであり、都道府県選管又は総務省から指摘されたもののうち補正されなかったものに限って報告を求めることとするが、⑩は収支報告書の記載に関するものであることに留意が必要である。
- ・ 政治資金監査マニュアルにおいては、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされているが、登録政治資金監査人は「収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等、収支報告書の記載について確認することが求められており、確認項目⑩に関しては、この点を踏まえた対応が必要である。

③想定される報告手順の一例

都道府県選管及び総務省に報告を求める場合の手順について、想定されるものは次のとおり。

※ 当委員会に報告する際に、報告漏れ及び写しの添付漏れがないようにできるのであれば、他の手順によることも考えられる。

- i 当委員会から都道府県選管及び総務省に対して、確認項目のリスト兼報告様式（別紙1）を提示
 - ii 報告様式には団体名及び登録政治資金監査人名の記載欄があり、都道府県選管及び総務省においては、形式審査の際にあらかじめ国会議員関係政治団体1団体につき1部ずつ報告様式を用意
 - iii 最初の受付時点で確認項目に該当するものがあつた場合は、報告様式の該当箇所にチェックを入れる
 - iv 都道府県選管又は総務省による指摘後の政治資金監査報告書等の補正の状況に応じ、必要な対応が異なる
 - a 都道府県選管又は総務省が指摘を行った結果、全て補正された場合は、報告、写しの添付及び保管・提出は不要
 - b 都道府県選管又は総務省による指摘にもかかわらず補正されなかった場合は、報告様式上の該当箇所にチェックを入れた上で、審査した政治資金監査報告書等の該当箇所の写しをとり、報告様式に添付して保管・提出
- ※ ⑩については、補正の有無にかかわらず、該当した場合は報告等が必要

考え方

- ・ 確認の際に使用する報告様式に、確認項目の該当の有無に加えて都道府県選管又は総務省の指摘による補正の有無を記載してもらい、そのまま提出してもらおう方式とすれば、都道府県選管及び総務省の負担は現状と比べてもそれほど変わらないと考えられる。
- ・ 当委員会として個別の指導・助言を行うに当たっては、登録政治資金監査人の理解を得るため、実際の政治資金監査報告書等の写しを手元にあることが必要である。

3. 報告があつたものの委員会での取扱いについて

(1) 確認項目に関する報告について

都道府県選管及び総務省からの報告後、個別の指導・助言の前までに、具体的な指導・助言の対象、方法、時期等について、個別の事例1件ごとに委員会で審議・決定する。

考え方

個別の事例に対する委員会の責任を明確化できるほか、個別の事例に対して委員会が責任を持つことで、登録政治資金監査人の理解を得やすくなるのではないかと期待される。

(2) 確認項目以外に関する報告について

各都道府県選管及び総務省によって報告内容が異なると考えられるため、確認項目以外に関する報告に係る個別の指導・助言の要否、方法等については、都道府県選管及び総務省からの報告を受けた後に、個別に委員会で審議・決定する。

また、その後の確認項目等の見直しに関する検討の参考とする。

4. スケジュール

○ 実施時期

平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査から実施する。

○ 都道府県選管及び総務省からの報告期限、個別の指導・助言のタイミング

- ・ 都道府県選管及び総務省からの報告期限は12月上旬とせざるを得ないものの、期限前に報告がなされた場合には、都道府県選管又は総務省からの当該報告後最初で開催される委員会で審議した上で速やかに個別の指導・助言を行うこととし、可能な限り前倒しを図る。
- ・ なお、個別の指導・助言を行う時期が都道府県選管又は総務省による指摘から一定期間経過した後とならざるを得ない事情について、登録政治資金監査人等に説明する。

考え方

- ・ 政治資金規正法上、要旨の公表期限は11月末とされているため、要旨公表のための原稿の確定時期を9月末頃としている都道府県選管が一般的であり、一部の都道府県選管からの報告時期を大幅に早めることは困難との指摘に配慮する必要がある。

その一方で、都道府県選管及び総務省からの報告後、できる限り速やかに個別の指導・助言を行うことで、個別の指導・助言の効果が早期に反映されることとなるため、都道府県選管及び総務省に速やかな報告をお願いする。

- ・ 政治資金規正法では、収支報告書等に係る情報開示請求があった

場合、要旨の公表後でなければ決定を行わない旨が規定されており（第20条の3）、一部の都道府県選管からの、個別の指導・助言は要旨公表後に行うべきとの指摘に配慮する必要がある。

5. 個別の指導・助言の方法について

（1）指導・助言の対象【2.（2）②と同旨】

確認項目に基づき当委員会に報告されたものについては、全て個別の指導・助言の対象とする。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言の必要性を委員会において審議し、指導・助言の要否を個別に判断する。

（2）指導・助言の手法

個別の指導・助言は、原則として文書によって行うこととする。

確認項目に基づき当委員会に報告されたものについては、政治資金監査報告書に係る確認項目①～⑨の場合と収支報告書に係る⑩の場合とで指導・助言の内容が異なることから、文書の文面についてもそれぞれの内容に応じたものとする必要がある。文例については別紙2のとおりであるが、個別の指導・助言について委員会で審議を行う際（平成27年12月を予定）に、都道府県選管等からの報告状況を踏まえて決定する。

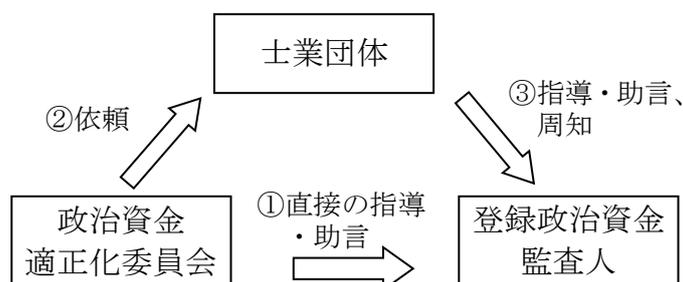
また、確認項目以外に関するものについて当委員会に報告された場合には、当該報告内容を踏まえ、指導・助言文書の内容を個別に判断する。

（3）関係士業団体との協力

当委員会から登録政治資金監査人への直接の指導・助言に加えて、関係士業団体からも登録政治資金監査人に文書を送付してもらうなど連携・協力する。

当面は、士業団体に対して、以下の手法による連携・協力を依頼することとし、それぞれの手法のより具体的な内容については、士業団体と引き続き調整する。

なお、想定される士業団体との具体的な連携・協力に当たっては、その内容が士業団体の構成員である会員に直接関わる事項であるため、本取組に対する連携・協力の是非も含め、士業団体内で相応の検討が必要になるものと考えられる。



(方法1) 士業団体から登録政治資金監査人へ一般的な内容の文書を送付

- ・ 指導・助言文書は、どのような内容にするか。
- ・ 士業団体から指導・助言文書を送る時期はいつが適切か。

(方法2) 士業団体の広報等に一般的な内容の記事を掲載

- ・ 広報等に掲載する記事は、どのような内容にするか。
- ・ 広報等に掲載してもらう時期はいつが適切か。(頻度はどの程度が適切か。)

6. 個別の指導・助言に関する周知等について

登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の運用を平成27年1月から開始するに当たって、制度の趣旨等について関係者に周知する。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

今年度のフォローアップ研修(実務向上研修)において、登録政治資金監査人に対して当委員会より個別の指導・助言を行う枠組みを示してきたところであり、委員会における検討結果について、以下の方法により周知する。

- ・ 平成26年度第5回委員会後の12月下旬頃に、登録政治資金監査人に対して周知文書(別紙3)を送ることとする。
- ・ 登録政治資金監査人から個別の指導・助言の趣旨等について質問があったことを踏まえ、「政治資金監査に関するQ&A」に掲載する等、より分かりやすい手段も併せて用いる。
- ・ 来年度のフォローアップ研修でも、引き続き周知する。

考え方

- ・ 個別の指導・助言は登録政治資金監査人へのペナルティではなく、注意喚起として行うものであり、政治資金監査の質の向上に向けてお互い協力してやっていくものであるという趣旨を周知する必要がある。
- ・ 個別の指導・助言を行う時期が、都道府県選管による指摘から一定期間経過した後とならざるを得ない事情について、登録政治資金監査人等に向けて周知する必要がある。

(2) 都道府県選管に対する周知・協力依頼

個別の指導・助言の取組については、一部の都道府県選管からの「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある収支報告書や政治資金監査報告書が提出されることのないようにしてほしい」等の要望を踏まえて、委員会で検討を行ってきた。

また、昨年度よりフォローアップ研修時等に各都道府県選管を訪問して意見交換を行っており、「一時的に事務は増加するが、結果的に事務負担の軽減につながるならばやむを得ない。」等、本取組については概ね肯定的な意見が示されているが、新たな取組でもあり、本取組への協力を求めるため、改めて趣旨等について説明する。

具体的には以下の方法により協力を依頼することとし、その際には、登録政治資金監査人への注意喚起によって都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図るという趣旨を伝える。

- ・ 確認項目リスト兼報告様式（別紙1）とともに、個別の指導・助言の運用を始めるに当たりスムーズに事務を行ってもらえるよう、事務要領を示すこととし、平成26年度第5回委員会後速やかに送付する。
- ・ 引き続き各都道府県選管を訪問し、委員会で審議・決定した内容について直接説明することとし、都道府県選管からの意見については今後の見直しに反映させる。

(3) 関係士業団体に対する周知

関係士業団体に対しては、「5（3）関係士業団体との協力」で、指導・助言について協力を依頼する予定であるが、これとは別に、委員会から行う個別の指導・助言の趣旨等について説明する。